

CGC - Nature on the Balance Sheet協賛事業 (CGC-NBS)

2025 年度募集要項

1. 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学グローバル・コモンズ・センター（以下、当センター）は、東京大学（以下、本学）の学知を結集し、産業界と連携して、自然資本の価値に基づいた経済的意思決定を可能にするマーケットインフラ実現、及びその実現に向けたロードマップ策定を通じた国際的ルールメイキングに日本企業が貢献することを目的として、CGC - Nature on the Balance Sheet協賛事業を実施することとし、協賛会員を以下の通り募集する。

2. 名称

CGC - Nature on the Balance Sheet協賛事業（略称：CGC-NBS）

3. 募集内容・手続き

2025年度分協賛金：1,000万円（消費税込み 1,100万円）

（協賛金は上記目的とした活動のために使用する。本協賛事業終了時点での残金は東京大学基金に組み入れ、自然資本の価値に基づいた経済的意思決定を可能にするマーケットインフラ実現の目的のために活用させて頂くものとする。）

募集期間：2025年 4月14日（月）～2025年 5月16日（金）（2025年5月事業開始予定）

参加単位：法人単位（グループ会社や子会社が参加する場合は、別途の参加手続きが必要）

提出書類：協賛会員申込書¹

協賛金納入時期、方法：申込書受領後に本学が送付する請求書に指定する方法・期日による。

4. 協賛会員資格

本事業の趣旨に賛同し、国際的に自然資本の価値評価を取り込んだ経済システム実現のために、リーダーシップが期待できると、協賛事業の統括者が認めた法人

5. 協賛事業の運営

本協賛事業は、「CGC - Nature on the Balance Sheet協賛事業 協賛会員規約」²（添付）に基づき運営する。

本件に関する問い合わせ先：

東京大学グローバル・コモンズ・センター 梶川 裕矢、小松 真実、飯塚 美恵子

e-mail: info.cgc@ifi.u-tokyo.ac.jp

住所（協賛会員申込書送付先）

〒113-8654

東京都文京区本郷 7-3-1 第二本部棟

東京大学未来ビジョン研究センター グローバル・コモンズ・センター

CGC-NBS 事務局

¹ 添付資料（2）参照

² 添付資料（1）参照

添付資料（1）

CGC - Nature on the Balance Sheet協賛事業(CGC-NBS) 協賛会員規約

第1条 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学グローバル・コモンズ・センター（以下、当センター）は、本学の学知を結集し、産業界と連携して、自然資本の価値に基づいた経済的意思決定を可能にするマーケットインフラ実現、及びその実現に向けたロードマップ策定を通じた国際的ルールメイキングに日本企業が貢献することを目的にして、CGC - Nature on the Balance Sheet協賛事業を実施する。

第2条 協賛事業の名称

CGC - Nature on the Balance Sheet協賛事業（略称：CGC-NBS）

第3条 協賛会員

協賛会員の資格要件は別に定める協賛申込書を提出し、応募資格（第8条）を充たす法人とする。

協賛会員は、年度毎または当センターが必要と認める場合に募集する。

協賛会員になろうとする法人は、当センターが定める協賛申込書を提出し、当センターが、応募資格（第8条）を充たすことを確認の上受理することによって、協賛会員となる。

第4条 協賛金

協賛会員は、各年度の募集要項で定める金額を納入しなければならない。ただし、年度の途中で協賛会員となる場合においても各年度で定める金額を納入することとし、月割り計算を行わない。

協賛金は協賛事業の目的のために使用する。なお、本協賛事業終了年時点での残金は東京大学基金に組み入れ、自然資本の価値評価を前提とした経済・社会の実現の目的のために活用する。

第5条 募集期間、方法

協賛会員は、以下の方法で募集を行う。

募集期間：各年度の協賛会員募集要項に定める方法による。（年度の途中で募集が行われる場合、別途定められた期間）

参加単位：法人単位（グループ会社や子会社が参加する場合は、別途の参加手続きが必要）

募集手続：各年度の協賛会員募集要項に定める方法による。

第6条 活動内容（協賛会員受益）

協賛会員は、当センターが都度定める日程、手続、方法等により、以下の協賛事業の機会に参加できる。

- 国際的な自然資本の価値評価を取り込んだ経済システム構築・実現のために、当センターが連携する海外のパートナー機関と進める研究活動、すなわち①自然資本への価値付けの実現可能性の実証、②その価値評価を支える市場インフラの改革に向けたロードマップ策定の2つのテーマを巡る国際的ルールメイキングへ積極的に関与し連携する機会
- 当センターおよび協賛会員間の意見交換、議論
 - トップレベル会合：協賛会員の代表者各1名（当該企業等の会長、社長その他これに類する役職者）が参加する会合を必要に応じて年一回程度開催
 - デリゲート会合：各メンバーが代表者の補佐として指名するデリゲートが参加する会合を適宜開催
 - その他、必要に応じて会合を開催
- 国際的な議論の場へ登壇・参画(COPなど)、意見表明、政策提言等の機会
- 事務局・研究チームである当センターや、その他本学関連部局との交流による自然価値評価についての最新の研究や国際的動向に関する情報（以下、単に「情報」という）の取得

- NBSIが連携する海外研究・実践組織との交流による情報の取得
- 関連するセミナーやシンポジウム等への参加
- 当センターとの共同研究その他の連携（オプション）
- 本学ホームページや活動を通じた協賛会員の本事業への参加に関する広報

第7条 協賛会員資格

本事業の趣旨に賛同し、国際的に自然資本の価値評価を取り込んだ経済システム実現のために、リーダーシップが期待できると、協賛事業の統括者が認めた法人

ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとする。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 3) 社会問題を起こしているもの
- 4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- 7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- 8) 政治団体
- 9) 宗教団体
- 10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと当センターが認めるもの

第8条 協賛の途中解除

協賛者が第7条に基づく応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業の社会的評価・評判が損なわれるおそれが生じたときは、当センターは協賛を途中解除できる。

協賛者が年度途中で協賛を途中解除する場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出ることを要する。

原則として、理由によらず協賛が途中解除になった場合、当該年度の協賛金は返還しない。

添付資料 (2)

CGC - Nature on Balance Sheet協賛事業 (CGC-NBS)
2025年度協賛申込書

東京大学総長殿

申 込 日	年	月	日
お 申 込 法 人 名			
代表者ご記名捺印			
ご 住 所 〒 -			
ご 担 当 連 絡 先 部署・役職 :			
ご氏名 :			
電話 :		email :	

CGC - Nature on the Balance Sheet協賛事業に係る協賛会員規約および募集要項を確認の上、以下の通り協賛会員の申し込みをいたします。

協 賛 事 業 名 CGC - Nature on the Balance Sheet 協賛事業 (CGC-NBS)
協 賛 金 額 1,000 万円 (消費税込み 1,100 万円)

本申込書の送付先 :

〒113-8654

東京都文京区本郷7-3-1 第二本部棟

東京大学未来ビジョン研究センター グローバル・コモンズ・センター

CGC-NBS事務局

お問合せ先 :

東京大学グローバル・コモンズ・センター 梶川 裕矢、小松 真実、飯塚 美恵子

e-mail: info.cgc@ifi.u-tokyo.ac.jp